

元文科高第 1112 号  
社援発 0306 第 1 号  
令和 2 年 3 月 6 日

各  
〔  
都道府県知事  
国公立大学長  
地方厚生（支）局長  
関係団体の長  
〕  
殿

文部科学省 高等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省 社会・援護局長  
(公印省略)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める  
省令の一部を改正する省令等の施行について（通知）

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 27 号）、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 3 条第 1 号ヲ及び第 5 条第 14 号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 3 条第 1 号ヲ及び第 5 条第 14 号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 64 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 3 条第 1 号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 3 条第 1 号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条第 2 号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 65 号）については、令和 2 年 3 月 6 日付けで公布又は告示され、同日より施行又は適用されます。

これらの省令及び告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係機関に対し周知を行っていただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条

第2号及び第3号に規定する学校又は養成施設（以下「社会福祉士学校等」という。）に係る教育の内容を定める社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。）並びに法第7条第1号及び第2号に規定する社会福祉に関する指定科目及び基礎科目を定める社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）について、平成30年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書等を踏まえ、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するための実践能力を備えた社会福祉士を養成するため、学校規則、養成施設規則及び科目省令に規定された教育内容等の見直しを行う。

併せて、社会福祉士及び介護福祉士の登録証について、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、登録証に旧姓の併記を可能とすることとされたことを踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）に規定する介護福祉士及び社会福祉士の登録申請様式等に旧姓の記載欄等を設ける。

その他所要の規定の整備を行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 社会福祉士学校等のカリキュラムの見直し

#### ① 社会福祉士学校等の教育内容の見直し（学校規則別表第1及び別表第3並びに養成施設規則別表第1及び別表第3関係）

社会福祉士学校等の教育内容について、平成30年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書等を踏まえて科目名及び時間数の見直しを行う。

#### ② ソーシャルワーク演習の教員要件の精神保健福祉士養成課程との共通化（学校規則第3条第1号ト及び養成施設規則第3条第1号ト関係）

①における科目の再編成により、精神保健福祉士養成課程との共通科目となった「ソーシャルワーク演習」の教員要件について、精神保健福祉士養成課程における同科目の教員要件を追加して共通化を行う。

### (2) 大学における社会福祉士養成カリキュラムの見直し

#### ① 社会福祉に関する指定科目及び基礎科目の見直し（科目省令第1条、第2条、並びに第4条第1項第1号、第2項及び第3項関係）

法第7条第1号及び第2号に規定する社会福祉に関する指定科目及び基礎科目について、平成30年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書等を踏まえて科目名及び時間数の見直しを行う。

#### ② ソーシャルワーク演習の教員要件の精神保健福祉士養成課程との共通化（科目省令第4条第1項第2号関係）

①における科目の再編成により、精神保健福祉士養成課程との共通科目となった「ソーシャルワーク演習」の教員要件について、精神保健福祉士養成課程にお

ける同科目の教員要件を追加して共通化を行う。

- (3) カリキュラム見直しに伴う所要の規定の整備（施行規則第5条、科目省令第3条及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目（平成20年厚生労働省告示第306号。以下「試験免除科目告示」という。）関係）

(1)①及び(2)①における科目の再編成に伴い、施行規則第5条に定める社会福祉士試験の科目、科目省令第3条に定める社会福祉に関する科目、試験免除科目告示に定める、精神保健福祉士であって社会福祉士試験を受けようとする者に対して、申請により受験を免除することができる科目を改正する。

- (4) 社会福祉士及び介護福祉士の登録証への旧姓の併記（施行規則様式第2、様式第3及び様式第6関係）

社会福祉士及び介護福祉士の登録証に記載される氏名に旧姓を併記することが可能となるよう、社会福祉士及び介護福祉士の登録申請様式及び登録事項変更届出様式に旧姓欄及び旧姓併記の希望欄を設ける。

- (5) その他

様式の変更に係る経過措置等を含め、(1)から(4)までの改正に伴う所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行期日等

- (1) 2の(1)関係

施行日 : 令和2年3月6日（公布日施行）

適用日 :

法第7条第2号又は第3号に規定する社会福祉士学校等のうち

修業年限が3年を超えるもの 令和3年4月1日

修業年限が2年を超え3年以下のもの 令和4年4月1日

修業年限が1年を超え2年以下のもの 令和5年4月1日

修業年限が1年以下のもの 令和6年4月1日

- (2) 2の(2)関係

施行日 : 令和3年4月1日

- (3) 2の(3)関係

施行日 : 科目省令第3条の改正 令和3年4月1日

施行規則第5条の改正 令和6年4月1日

適用日 : 試験免除科目告示の改正 令和6年4月1日

- (4) 2の(4)関係

施行日 : 令和2年3月6日（公布日施行）

ただし、2の(1)の改正の適用日及び2の(2)の改正の施行日より前に入学した者が留年等をした結果、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要が生じた場合には、新カリキュラムの授業を旧カリキュラムとして履修認定を行う等の対応を行うとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降につ

いては、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。